

2020年5月7日

株式会社サニックス

緊急事態宣言の延長に伴う営業体制の変更について

当社グループでは、かねてより新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、社内に対策本部を設置し、お客様、お取引先様、地域社会の皆様、従業員とその家族の安全確保・感染予防と感染拡大防止を最優先とした対策を講じてまいりました。

このたび、5月4日に政府から発表された緊急事態宣言の延長に伴い、営業体制を一部見直すことといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。お客様ならびに関係者の皆様にはご迷惑とご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 新規のお客様への営業自粛

4月より新規の訪問営業を自粛しておりますご家庭向け部門に加え、当社全事業部門において、新規のお客様への営業活動を自粛いたします。本対応の終了時期につきましては、2020年5月16日までを想定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況、及び政府・地方自治体からの要請等の状況を踏まえて柔軟に対応いたします。

2. 特定警戒都道府県における勤務体制の変更

特定警戒都道府県に所在する当社事業拠点（本含む）につきましては、さらに出勤人数を制限し、お客様からのご要望にお応えできる必要最低限の人数で運営を維持いたします。

※政府が定める『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者には該当する「発電事業」、「廃棄物処理事業」につきましては上記対応から除外します。

3. 勤務体制の変更に伴う対応について

- (1) 当社が提供するサービスに関するご相談につきましては、随時受付を行っております。
- (2) お客様からのお問い合わせ・ご依頼・ご要望につきましては、可能な限り迅速にご対応いたします。
- (3) 勤務体制の変更等により、通常よりお電話が繋がりにくい場合もございますが、なにとぞご了承いただけますようお願いいたします。

4. その他

2020年5月7日現在、当社グループ従業員の中で、新型コロナウイルス感染者は発生しておりません。また、4月13日付で公表しております「サニックスグループにおける新型コロナウイルス感染対策について（5月7日更新）」のお知らせの内容も一部更新しておりますので、あわせてご確認ください。

⇒ <https://sanix.jp/corporate/pdf/20200413.pdf>

【お問い合わせ先】

株式会社サニックス お客様相談室 0120-39-3290

【受付時間】8：30～17：30 土・日・祝日も受け付けております。（ただし、ご用件を承るのみとなる場合があります）

以上